

選挙公営の手引き

(自動車、ビラ及びポスター)

神石高原町選挙管理委員会

目 次

法：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令：公職選挙法施行令（昭和 25 年政令 89 号）

条例：神石高原町議会議員及び神石高原町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 5 年神石高原町条例第 23 号）

規程：神石高原町議会議員及び神石高原町長選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（令和 3 年神石高原町選挙管理委員会告示第 3 号）

1	公費負担の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2	選挙運動用自動車の使用の公営・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
	（1）ハイヤー方式（一般運送契約）に基づく場合	
	（2）レンタル方式（個別契約）に基づく場合	
3	選挙運動用ビラの作成の公営・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P9
4	選挙運動用ポスターの作成の公営・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
5	各種様式（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P14
	（1）選挙運動用自動車関係	
	（2）選挙運動用ビラ関係	
	（3）選挙運動用ポスター関係	

1 公費負担の概要

国や地方公共団体が、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的とし候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。

候補者は、一定の金額を限度として、選挙運動用自動車を無料で使用すること、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターを無料で作成することができます。

ただし、いずれも、供託金が没収される候補者には、適用されません。

(1) 有償契約を締結

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、町選管へ届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象になりません。

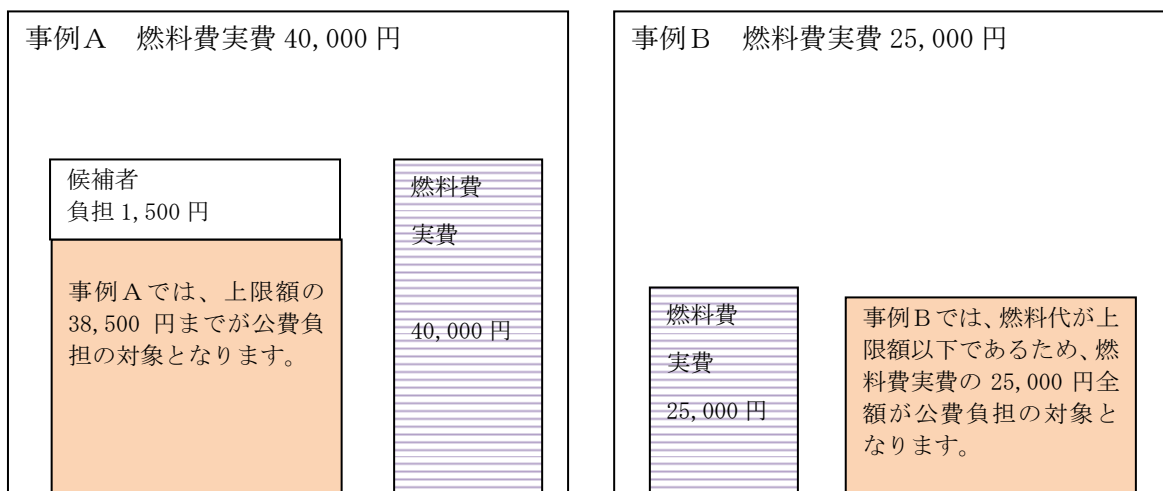
(2) 公費負担の限度額

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象とはなりません。

例えば、選挙運動用ポスターを、ポスター掲示場に掲示するための予備として公費負担限度枚数（84枚）より多く作成した場合は、その予備の作成に要した費用は、公費の対象とはなりません。また、選挙運動用ポスター以外のポスター（選挙運動用自動車に掲示するポスター等）は公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

例えば、選挙運動用自動車の燃料代で、上限額が38,500円の場合
(7,700円×5日間=38,500円)



(3) 所定の手続

公営が適用される場合は、町長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払には一定の書類が必要です。必ず所定の手続きをしなければなりません。

なお、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。

種 別		提出期日等	提出先
1 各種契約 届出書	立候補の届出前の契約	立候補届出後直ちに	候補者→町選管
	立候補の届出後の契約	契約締結後直ちに	
2 各種確認申請書		契約の届出と同時に	候補者→町選管
3 各種確認書（燃料・ビラ・ポスター）		上記2の申請後直ちに	町選管→候補者
4 上記3の確認書を候補者が受領後、直ちに業者等に原本交付			候補者→業者等
5 各種使用 （作成）証明書	使用証明書（自動車・燃料・運転手）	契約履行後直ちに	候補者→業者等
	作成証明書（ビラ・ポスター）	納品後直ちに	
6 請求書		選挙期日後直ちに	業者等→町長

(4) 供託物の没収

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象になりません。供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

〔町長選挙〕 供託物没収点＝有効投票の総数×1／10

〔町議会議員選挙〕 供託物没収点＝有効投票の総数／議員定数×1／10

例として、有効投票の総数が6,000票であったとして計算すると、次のようになります。

区 分	定数	有効投票の総数	供託物没収点
町長選挙	1人	6,000票	600
町議会議員選挙	10人	6,000票	60

（注）上記供託物没収点はあくまでも参考となります。

(5) 無投票となった場合の取扱い

- ① 選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式〔P3（1）〕、レンタル方式による自動車の借入れ〔P4（2）ア（ア）〕及び運転手の雇用〔P4（2）ア（ウ）〕は、告示日1日分の金額が、燃料供給〔P5（2）ア（イ）〕は、告示日1日分の使用分が、選挙公営に対象となります。
- ② 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成については、投票の有無にかかわらず、作成費が選挙公営の対象となります。

（６）収支報告と選挙公営

公営により公費負担となった選挙運動用ビラの作成費用及び選挙運動用ポスターの作成費用については、選挙運動費用収支報告書に計上する必要があります。

なお、選挙運動用自動車に関する費用〔ハイヤー代・レンタル代（自動車借入代・燃料代・運転手の報酬）〕は選挙運動費用とはみなされませんので、選挙運動費用収支報告書への計上は必要ありません。（法 197②）

（７）契約変更

契約内容に変更が生じた場合には、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調整し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

２ 選挙運動用自動車の使用の公営（法 141⑧）

契約の形態には、（１）ハイヤー方式（自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約）と（２）レンタル方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公営の対象となります。

なお、候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車（以下「自動車」という。）の使用に関し公費負担となります。

（１）ハイヤー方式（一般運送契約）に基づく場合

ア どのようなものが公営となるか

道路運送法（昭和 26 年法律第 182 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「運送事業者」という。）と、燃料及び運転手の雇用込みで、自動車を借り入れる有償契約（この契約を「一般運送契約」という。）を締結し、自動車を使用するときは 1 日 1 台 64,500 円の範囲内で公費負担となります。（条例 2）

なお、1 日に 2 台以上一般運送契約により自動車を使用するときにあっては、候補者はいずれか 1 台を指定しなければなりません。（条例 4①1）

イ どのような手続きをしなければならないか

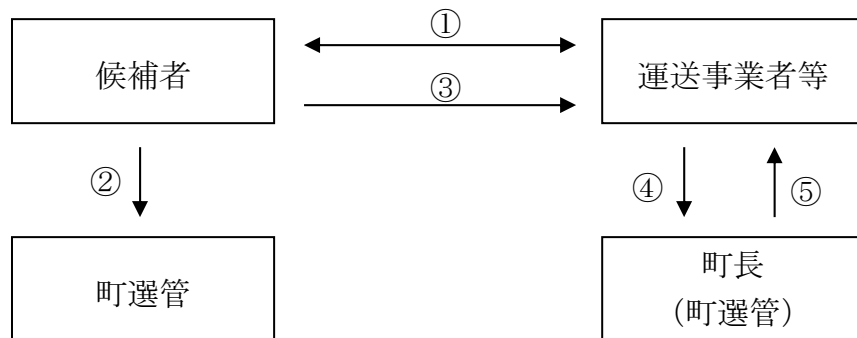
（ア）候補者は、一般運送契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第 1 号その 1）[P17] に選挙運動用自動車運送契約書の写し [P16] を添えて町選管に届け出なければなりません。（条例 3、規程 2）

（イ）候補者は、自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第 4 号その 1）[P18] を運送事業者に提出しなければなりません。（規程 5）

（ウ）運送事業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 7 号その 1 ①自動車の借入れ）[P19] と選挙運動用自動車使用証明書（自動車）[P18] を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者の者については、町長に請求することができません。（条例 2）

(エ) 町長は、運送事業者から請求されたときは、運送事業者に所定の経費を支払います。
(条例 4)

■ハイヤー方式における流れ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面) [P16 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号その 1】 [P17 記載例参照]	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者→運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【様式第 4 号その 1】 [P18 記載例参照]	
④	請求書の提出 (運送事業者→町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第 7 号その 1】 [P19 記載例参照] 請求内訳書 【別紙 (その 1 ①自動車の借上げ)】 [P20 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長→運送事業者)		

注 1 供託物が没収される候補者の者については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対してする上記の請求については、町選管で受付けます。

(2) レンタル方式 (個別契約) に基づく場合

ア どのようなものが公営となるか

前記 (1) でいう一般運送契約以外の有償契約を個別に締結し、自動車の借入れ、燃料の供給を受けるとき、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の限度額の範囲内で公費負担となります。(条例 4)

なお、候補者と生計を一にする親族 (当該契約に係る業務を業として行う者を除く。) と契約する場合は、公費負担となりません。(条例 3)

(ア) 自動車の借入れ

自動車を借り入れる有償契約を締結し、自動車を借り入れるときは、**1日1台16,100円の範囲内**で自動車借入代が公費負担となります。

なお、1日に2台以上自動車を借り入れるときは、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。(条例4②ア)

(イ) 自動車の燃料の供給

自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、**立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額の範囲内**で燃料代が公費負担となります。(条例4②イ)

(ウ) 自動車の運転手の雇用

自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し、運転手を雇用するときは、**1日1人12,500円の範囲内**で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか1人を指定しなければなりません。(条例4②ウ)

イ どのような手続きをしなければならないか

(ア) 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号その1）[P22]に契約書の写し（選挙運動用自動車賃貸借契約書[P21]、選挙運動用自動車の燃料供給契約書[P26]、選挙運動用自動車運転契約書[P32]）を添えて町選管に届け出なければなりません。(条例3、規程2)

(イ) 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給事業者ごとに選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第2号その1）[P27]を町選管に提出しなければなりません。(規程3)

町選管は、この申請に基づき公営の適用される金額までの選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号その1）[P28]を交付します。

なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給業者から「日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額」が記載された給油伝票の写し[P7注1]を必ず受領し保管してください。

(ウ) 候補者は、町選管から選挙運動用自動車燃料代確認書[P28]を受けたときは、直ちにこれを燃料供給事業者に提出しなければなりません。(規程4)

(エ) 候補者は、自動車を借り入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第4号その1）[P23]、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第4号その2）[P29]、選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第4号その3）[P33]を自動車にあっては運送事業者等ごとに、燃料にあっては燃料供給業者ごとに、運転手にあっては運転手ごとに作成し各事業者等に提出しなければなりません。(規程5)

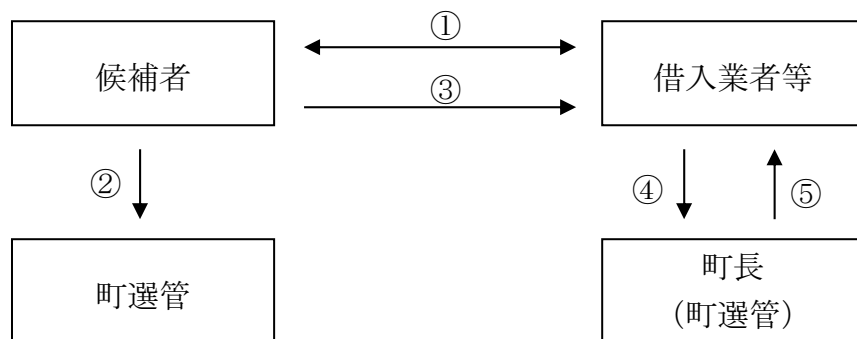
(オ) 各契約業者等は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。(条例4、規程6) ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

・自動車借入の場合は、請求書（様式第7号その1）[P24]に請求内訳書（別紙）その1②[P25]と選挙運動用自動車証明書（自動車）[P23]を添付しなければなりません。

- ・燃料代の場合は、請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 7 号その 1）[P30] に請求内訳書（（別紙）その 1 ③）[P31] と選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第 4 号その 2）[P29] 及び選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第 3 号その 1）[P28]、給油伝票の写し [P7 注 1]、車両運行日誌 [P8 注 2] を添付しなければなりません。
- ・運転手の雇用の場合は請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 7 号その 1）[P34] に請求内訳書（（別紙）その 1 ④）[P35] と選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第 4 号その 3）[P33] を添付しなければなりません。

■ レンタル方式（個別契約）における流れ

A レンタル方式・自動車の借入れ

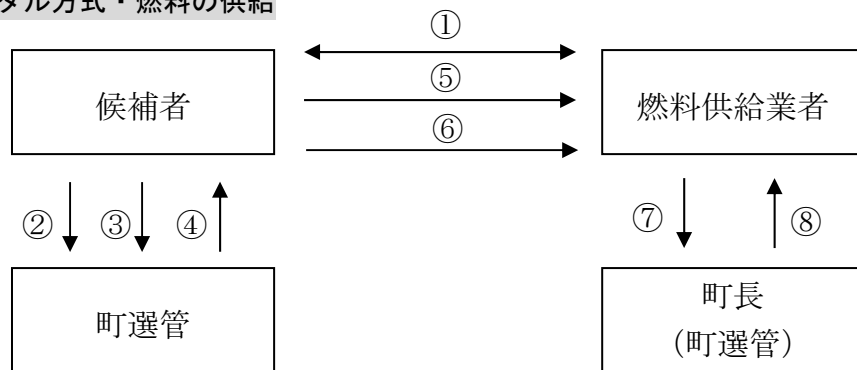


順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面) [P21 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号その 1】 [P22 記載例参照]	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者→借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 4 号その 1】 [P23 記載例参照]	
④	請求書の提出 (借入業者等→町長)	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 7 号その 1】 [P24 記載例参照] 請求内訳書 【別紙（その 1 ②）】 [P25 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長→借入業者等)		

注 1 供託物が没収される候補者の者については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対してする上記の請求については、町選管で受付けます。

B レンタル方式・燃料の供給



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面) [P26 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号その1】 [P22 記載例参照]	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号その1】 [P27 記載例参照]	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号その1】 [P28 記載例参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者→燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者→燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号その2】 [P29 記載例参照]	給油伝票の写し (P7 注1) 車両運行日誌 (P8 注2)
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者→町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号その1】 [P30 記載例参照] 請求内訳書 【別紙(その1③)】 [P31 記載例参照]	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し 車両運行日誌
⑧	経費の支払 (町長→燃料供給業者)		

注1 供託物が没収される候補者の者については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対してする上記の請求については、町選管で受付けます。

〔注1〕 給油伝票の写し

・次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

ア 燃料の供給を受けた日付

イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字

- ウ 燃料供給量
エ 燃料供給金額
[様式例]

納 品 書			
○○ ○○様 神石高原町○○○○番地		株式会社□□□□ 電話 0847-○○-○○○○	
		登録番号	日 付
		福山○○わ○○○○	令和○年○月○日
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30.0ℓ	175 円	5,250 円

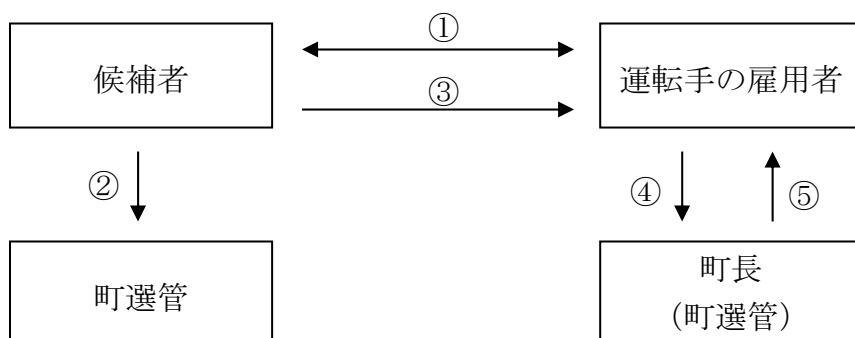
〔注 2〕 車両運行日誌

- ・次に掲げる事項が記載された書面で
 - ア 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の運行した日付
 - イ 運行した日ごとの道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条第 17 号に規定する走行距離計の数値

[様式例]

車両運行日誌			
			候補者名 ○○ ○○
運行年月日	走行距離計の数値		1 日当たりの走行 距離
	運行前	運行後	
令和○年○月○日	12,000 km	12,080 km	80 km
令和○年○月○日	12,080 km	12,180 km	100 km
令和○年○月○日	12,180 km	12,290 km	110 km

C レンタル方式・運転手の雇用



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車運転契約書 (契約に関する書面) [P32 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号その1】 [P22 記載例参照]	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者→運転手の雇用者)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号その3】 [P33 記載例参照]	
④	請求書の提出 (運転手の雇用者→町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号その1】 [P34 記載例参照] 請求内訳書 【別紙(その1④)】 [P35 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長→運転手の雇用者等)		

注1 供託物が没収される候補者の者については、運転手の雇用者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対してする上記の請求については、町選管で受付けます。

3 選挙運動用ビラの作成の公営(法142⑪)

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次の(1)に述べる額の範囲内で選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の作成に関し、公費負担となります。

(1) どのようなものが公営となるか

候補者がビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。(条例6)

なお、作成単価及び作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

ア 作成単価の限度(条例8)

・限度単価 1枚当たり7円73銭

イ 作成枚数の限度(法142⑪7) 町選管に届け出た2種類以内のビラ

・限度枚数 町長 5,000枚

議員 1,600枚

【ビラ作成の公費負担限度額】

限度額は、「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額になりますが、作成枚数が限度枚数の範囲内であること、かつ、作成単価が限度単価の範囲内であることが前提になります。

《町長選挙時の計算例》

「限度枚数(5,000枚)」×「限度単価(7円73銭)」=38,650円…①

実際の作成枚数:3,500枚 実際の作成単価:7円80銭 3,500枚×7円80銭=27,300円…②

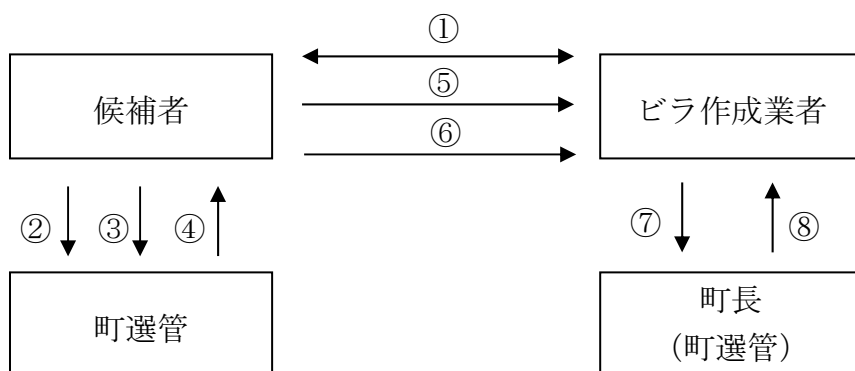
②は①の範囲内であるが、作成単価が限度単価を超えているため、一部公費負担の対象となりません。この場合、公費対象となるのは 3,500枚×7円73銭=27,055円 となります。

公費負担額	=	作成枚数と限度枚数とを 比較して少ない方の枚数	×	作成単価と限度単価とを比 較して少ない方の額
-------	---	----------------------------	---	---------------------------

（２）どのような手続きをしなければならないか

- ア 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第１号その２）〔P37〕に選挙運動用ビラ作成契約書の写し〔P36〕を添えて町選管に届け出なければなりません。（条例７、規程２）
- イ 候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第２号その２）〔P38〕を町選管に提出しなければなりません。町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第３号その２）〔P39〕を交付します。（規程３）
- ウ 候補者は、町選管から選挙運動用ビラ作成枚数確認書〔P39〕の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。（規程４）
- エ 候補者は、ビラを作成したときは、選挙運動用ビラ作成証明書（様式第５号）〔P40〕をビラ作成業者に提出しなければなりません。（規程５）
- オ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。この場合、請求書（ビラの作成）（様式第７号その２）〔P41〕に請求内訳書（別紙）〔P42〕、選挙運動用ビラ作成証明書〔P40〕、選挙運動用ビラ作成枚数確認書〔P39〕及び納品書の写しを添付しなければなりません。（規程６）
- カ 町長は、ビラ作成業者から請求されたときは、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。（条例８）

■ビラ作成における流れ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)〔P36 記載例参照〕	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第１号その２】〔P37 記載例参照〕	①の契約書の写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第２号その２】〔P38 記載例参照〕	

順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号その2】[P39 記載例参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者→ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者→ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号】[P40 記載例参照]	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者→町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第7号その2】[P41 記載例参照] 請求内訳書 【別紙(選挙運動用ビラ作成)】[P42 記載例参照]	④の確認書 ⑥の使用証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (町長→ビラ作成業者)		

注1 納品書の写しはビラ作成枚数及びビラ作成金額が記載された書面で、ビラ作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。

- 2 供託物が没収される候補者の者については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
- 3 町長に対してする上記の請求については、町選管で受付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成の公営（法143⑮）

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次の（１）に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成に関し、公費負担となります。

（１）どのようなものが公営となるか

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。（条例9）

なお、作成単価及び作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

ア 作成単価の限度（条例11）

541円31銭にポスター掲示場数（84ヵ所）を乗じて得た金額に105,417円を加えた金額をポスター掲示場数で除した金額となります。

$$\boxed{\text{計算式}} \quad \frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (84 ヵ所)} + 105,417 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (84 ヵ所)}} = 1,796.27 \text{ 円}$$

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。

・限度単価 1枚当たり 1,797円

イ 作成枚数の限度

・限度枚数 84枚（ポスター掲示場数と同じ）

【ポスター作成の公費負担限度額】

限度額は、「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額になりますが、作成枚数が限度枚数の範囲内であること、かつ、作成単価が限度単価の範囲内であることが前提になります。

《町長選挙時の計算例》

「限度枚数（84 枚）」×「限度単価（1,797 円）」＝150,948 円…①

実際の作成枚数：100 枚 実際の作成単価：1,000 円 100 枚×1,000 円＝100,000 円…②

②は①の範囲内であるが、作成枚数が限度枚数を超えているため、一部公費負担の対象となりません。この場合、公費対象となるのは 84 枚×1,000 円＝84,000 円 となります。

公費負担額	＝	作成枚数と限度枚数とを 比較して少ない方の枚数	×	作成単価と限度単価とを比 較して少ない方の額
-------	---	----------------------------	---	---------------------------

（２）どのような手続きをしなければならないか

ア 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第 1 号その 3）[P44] に選挙運動用ポスター作成契約書の写し [P43] を添えて町選管に届け出なければなりません。（条例 10、規程 2）

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第 2 号その 3）[P45] を町選管に提出しなければなりません。町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第 3 号その 3）[P46] を交付します。（規程 3）

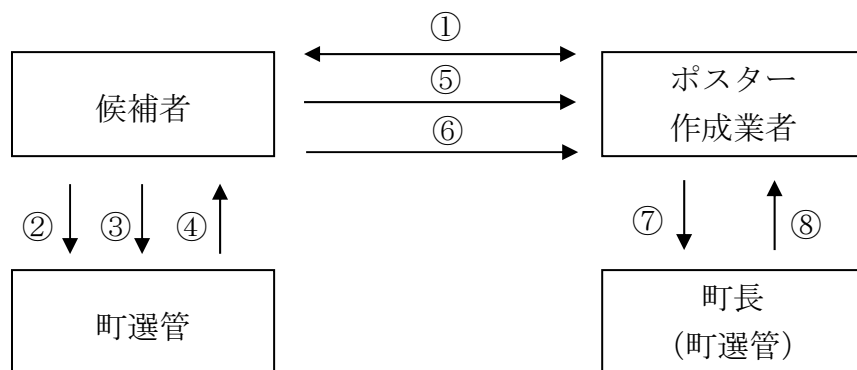
ウ 候補者は、町選管から選挙運動用ポスター作成枚数確認書 [P46] の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。（規程 4）

エ 候補者は、ポスターを作成したときは、選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 6 号）[P47] をポスター作成業者に提出しなければなりません。（規程 5）

オ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。この場合、請求書（ポスターの作成）（様式第 7 号その 3）[P48] に請求内訳書（別紙）[P49]、選挙運動用ポスター作成証明書 [P47]、選挙運動用ポスター作成枚数確認書 [P46] 及び納品書の写しを添付しなければなりません。（規程 6）

カ 町長は、ポスター作成業者から請求されたときは、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。（条例 11）

■ポスター作成における流れ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面) [P43 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第1号その3】 [P44 記載例参照]	①の契約書の写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号その3】 [P45 記載例参照]	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号その3】 [P46 記載例参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者→ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者→ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第6号】 [P47 記載例参照]	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者→町長)	請求書 (選挙運動用ポスターの作成) 【様式第7号その3】 [P48 記載例参照] 請求内訳書 【別紙 (選挙運動用ポスター作成)】 [P49 記載例参照]	④の確認書 ⑥の使用証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (町長→ポスター作成業者)		

注1 納品書の写しはポスター作成枚数及びポスター作成金額が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。

2 供託物が没収される候補者の者については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

3 町長に対してする上記の請求については、町選管で受付けます。

5 各種様式（記載例）

（１）選挙運動用自動車関係

I ハイヤー方式

ア	選挙運動用自動車運送契約書・・・・・・・・・・・・・・・・	16
イ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】・・・・・・・・	17
ウ	選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号その1】・・・・・・・・	18
エ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】・・・・・・・・	19
オ	請求内訳書【様式第7号別紙その1①】・・・・・・・・	20

II レンタル方式

自動車

ア	選挙運動用自動車賃貸借契約書・・・・・・・・・・・・・・・・	21
イ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】・・・・・・・・	22
ウ	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】・・・・・・・・	23
エ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】・・・・・・・・	24
オ	請求内訳書【様式第7号別紙その1②】（自動車）・・・・・・・・	25

燃料

カ	選挙運動用自動車燃料供給契約書・・・・・・・・・・・・・・・・	26
キ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】・・・・・・・・	22
ク	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第2号その1】・・・・・・・・	27
ケ	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号その1】・・・・・・・・	28
コ	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号その2】・・・・・・・・	29
サ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】・・・・・・・・	30
シ	請求内訳書【様式第7号別紙その1③】（燃料代）・・・・・・・・	31

運転手

ス	選挙運動用自動車運転契約書・・・・・・・・・・・・・・・・	32
セ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】・・・・・・・・	22
ソ	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号その3】・・・・・・・・	33
タ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】・・・・・・・・	34
チ	請求内訳書【様式第7号別紙その1④】（運転手）・・・・・・・・	35

(2) 選挙運動用ビラ関係

ア	選挙運動用ビラ作成契約書	36
イ	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第1号その2】	37
ウ	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第2号その2】	38
エ	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】	39
オ	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号】	40
カ	請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第7号その2】	41
キ	請求内訳書【様式第7号別紙】（ビラ）	42

(3) 選挙運動用ポスター関係

ア	選挙運動用ポスター作成契約書	43
イ	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第1号その3】	44
ウ	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号その3】	45
エ	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】	46
オ	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】	47
カ	請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第7号その3】	48
キ	請求内訳書【様式第7号別紙】（ポスター）	49

選挙運動用自動車運送契約書

神石高原町長 選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と 高原タクシー 代表
高原 太郎 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を
締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び 車 種 小型乗用自動車(車 種 名)
登録番号 登録番号 福山500あ12-34(車両のナンバー)
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 ○年 ○月 ○日から
令和 ○年 ○月 ○日まで(5日間)
- 5 契約金額 250,000円 契約金額及び単価は消費税を含む
内訳1日 50,000円×5日間

選挙運動期間内であること

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 ○年 ○月 ○日 (←契約は告示前でも可)

甲 神石高原町長 選挙候補者

住 所

氏 名 候補者届出と一致

乙 住 所 神石高原町○○○○

名 称 高原タクシー

代表者氏名 代表 高原 太郎 印

様式第1号 その1 (第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日 ←告示日以降の日であること

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
候補者 ○○ ○○ 印

神石高原町選挙管理委員会委員長 様

戸籍名を記入

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

ハイヤー方式の場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
R○.○.○	神石高原町○○○ 高原タクシー 代表 高原 太郎	R○.○.○から R○.○.○まで	250,000 円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ			～		
燃料代					
運転手の 雇用			～		

□契約の相手は候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く）ではありません。

備 考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号または車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。）

様式第4号 その1 (第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)			
次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。			
年 月 日 ←使用の最終日以降であること			
令和 〇年 〇月 〇日執行 神石高原町長 選挙			
候補者 〇〇 〇〇 印			
記 ハイヤー方式			
運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる 契約以外の 場合	
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名		神石高原町〇〇〇 高原タクシー 代表 高原 太郎	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
福山500あ12-34	令和〇年〇月〇日	50,000 円	
福山500あ12-34	令和〇年〇月〇日	50,000 円	
福山500あ12-34	令和〇年〇月〇日	50,000 円	
福山500あ12-34	令和〇年〇月〇日	50,000 円	
福山500あ12-34	令和〇年〇月〇日	50,000 円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が神石高原町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、神石高原町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 (2) (1)以外の場合 16,100 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費の負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、神石高原町に支払を請求することはできません。

様式第7号 その1 (第6条関係) 請求書には請求内訳書を添付
請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ○年 ○月 ○日 ←選挙期日後の日付であること

神石高原町長 様

住 所 神石高原町○○○
氏 名 又 は 名 称 高原タクシー
法人の場合は代表者の氏名 代表 高原 太郎 印

記

- 1 請求金額 250,000 円
- 2 内 訳 別紙請求書内訳書のとおり
- 3 令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
- 4 候補者の氏名 ○○ ○○ (戸籍名を記入)

5 振込先

金融機関名	○○銀行	本・支店名等	○○支店
預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	コウゲンタクシー		
口座名義	高原タクシー		

備 考

- 1 この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、神石高原町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1①

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

戸籍名を記入

候補者氏名 〇〇 〇〇

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
R〇年〇月〇日	50,000 円×1 台 = 50,000 円	64,500 円×1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R〇年〇月〇日	50,000 円×1 台 = 50,000 円	64,500 円×1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R〇年〇月〇日	50,000 円×1 台 = 50,000 円	64,500 円×1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R〇年〇月〇日	50,000 円×1 台 = 50,000 円	64,500 円×1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R〇年〇月〇日	50,000 円×1 台 = 50,000 円	64,500 円×1 台 = 64,500 円	50,000 円	
計			250,000 円	

備 考

「請求金額」欄には、(ア)と(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

神石高原町長 選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。) と 株式会社〇〇自動車
代表 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとお
り契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び 車 種 小型乗用自動車 (車 種 名)
登録番号 登録番号 福山500い55-55 (車両のナンバー)
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 〇年 〇月 〇日から
令和 〇年 〇月 〇日まで (5日間)
- 5 契約金額 50,000円 契約金額及び単価は消費税を含む
内訳1日 10,000円×5日間

選挙運動期間内であること

6 使用上の義務

甲は、法令に従い本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負
う

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙にお
ける選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な
手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速や
かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は神石高原町
に請求できない。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 〇年 〇月 〇日 (←契約は告示前でも可)

甲 神石高原町長 選挙候補者
住 所
氏 名 候補者届出と一致

乙 住 所 神石高原町〇〇〇〇
名 称 株式会社〇〇自動車
代表者氏名 代表 〇〇 〇〇 印

様式第1号 その1（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日

←告示日以降の日であること

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙

候補者 ○○ ○○ 印

神石高原町選挙管理委員会委員長 様

戸籍名を記入

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる契約以外の場合

レンタル方式の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	Ｒ○．○．○	神石高原町○○○○ 株式会社○○自動車 代表 ○○ ○○	Ｒ○．○．○ ～ Ｒ○．○．○	50,000	
燃料代	Ｒ○．○．○	神石高原町○○○○ 株式会社○○石油 代表 ○○ ○○	55-55 (車両ナンバー)	175 円/ℓ	
運転手の雇用	Ｒ○．○．○	神石高原町○○○○ ○○ ○○ (運転手名)	Ｒ○．○．○ ～ Ｒ○．○．○	50,000	

☒ 契約の相手は候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く）ではありません。

備 考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号または車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。）

様式第4号 その1 (第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)			
次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。			
年 月 日 ←使用の最終日以降であること			
令和 〇年 〇月 〇日執行 神石高原町長 選挙			
候補者 〇〇 〇〇 印			
記			
運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる 契約以外の 場合	
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名		神石高原町〇〇〇 株式会社〇〇自動車 代表 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
福山500い55-55	令和〇年〇月〇日	10,000 円	
福山500い55-55	令和〇年〇月〇日	10,000 円	
福山500い55-55	令和〇年〇月〇日	10,000 円	
福山500い55-55	令和〇年〇月〇日	10,000 円	
福山500い55-55	令和〇年〇月〇日	10,000 円	
備考			
1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。			
2 運送事業者等が神石高原町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。			
3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、神石高原町に支払を請求することはできません。			
4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。			
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		64,500 円	
(2) (1)以外の場合		16,100 円	
5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費の負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。			
6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。			
7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、神石高原町に支払を請求することはできません。			

戸籍名を記入

レンタル方式

請求書は自動車、燃料、運転手共通
別紙及び指定資料を添付

様式第7号 その1（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ○年 ○月 ○日 ←選挙期日後の日付であること

神石高原町長 様

住 所 神石高原町○○○
氏 名 又 は 名 称 株式会社○○自動車
法人の場合は代表者の氏名 代表 ○○ ○○ 印

記

- 1 請求金額 50,000 円
- 2 内 訳 別紙請求書内訳書のとおり
- 3 令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
- 4 候補者の氏名 ○○ ○○ (戸籍名を記入)

5 振込先

金融機関名	○○銀行	本・支店名等	○○支店
預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	○○ジドウシャ		
口座名義	○○自動車		

備 考

- 1 この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、神石高原町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1②

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)
自動車の借入れ

戸籍名を記入

候補者氏名 〇〇 〇〇

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
R○年○月○日	10,000 円×1 台 = 10,000 円	16,100 円×1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R○年○月○日	10,000 円×1 台 = 10,000 円	16,100 円×1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R○年○月○日	10,000 円×1 台 = 10,000 円	16,100 円×1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R○年○月○日	10,000 円×1 台 = 10,000 円	16,100 円×1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R○年○月○日	10,000 円×1 台 = 10,000 円	16,100 円×1 台 = 16,100 円	10,000 円	
計			50,000 円	

備 考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

神石高原町長 選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と 株式会社〇〇石油 代表 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する 令和 〇年 〇月 〇日から
期 間 令和 〇年 〇月 〇日まで (5 日間)

選挙運動期間内であること

- 2 供給場所 所在地 神石高原町〇〇〇〇

- 3 名 称 〇〇石油

- 4 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

車 種 小型乗用自動車 (車 種 名)

登録番号 福山 5 0 0 い 5 5 - 5 5 (車両のナンバー)

- 5 単 価 単価 1 台あたり 1 7 5 円 0 0 銭
(単価は、消費税を含んだ額である)

- 6 契約金額

上記単価に期間中の供給送料を乗じた額 (1 円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する) を契約金額とする。

- 7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

- 8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 〇年 〇月 〇日 (←契約は告示前でも可)

甲 神石高原町長 選挙候補者

住 所

氏 名 候補者届出と一致

乙 住 所 神石高原町〇〇〇〇

名 称 株式会社〇〇石油

代表者氏名 代表 〇〇 〇〇 印

様式第2号 その1（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日 ←届出日を記載（告示日以降の日）

神石高原町選挙管理委員会委員長 様

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
候補者 戸籍名を記載 印

記

1	契約年月日	令和 ○年 ○月 ○日	
2 契 約 の 相 手 方	(1)氏名又は名称	株式会社○○石油	
	(2)住 所	神石高原町○○○○	
	(3)法人の場合は 代表者の氏名	代表 ○○ ○○	
3	燃料の供給を受ける 選挙運動用自動車の自 動車登録番号又は車両 番号	福山 500 い 5 5 - 5 5 （車両のナンバー）	
4	確認申請金額	1 5 , 7 5 0 円	
区 分		購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請 金額
前回までの累積金額(A)		0 円	0 円
今回の購入金額 (B)		1 5 , 7 5 0 円	1 5 , 7 5 0 円
燃料代計 (A) + (B)		1 5 , 7 5 0 円	1 5 , 7 5 0 円
備 考			

備 考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から神石高原町選挙管理委員会に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

この書類は、選挙管理委員会から候補者に送付します。
(候補者が作成する書類ではありません)
内容確認後、燃料供給業者へ提出してください

確認番号第 ○○号

選挙運動用自動車燃料代確認書

神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 ○年 ○月 ○日

神石高原町選挙管理委員会委員長 □ □ □ □ 印

記

- 1 令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
- 2 候補者の氏名 候補者氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動
用自動車の自動車登録番号 福山 500 い 5 5 - 5 5
- 4 確 認 金 額 1 5 , 7 5 0 円

備 考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、神石高原町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年

月

日

←供給最終日以降であること

令和

〇年

〇月

〇日

執行

神石高原町長

選挙

候補者

戸籍名を記入

印

記

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇石油 神石高原町〇〇〇〇 代表 〇〇 〇〇			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和〇年〇月〇日	福山500い55-55	30 ℓ	5,250 円	175 円/ℓ
令和〇年〇月〇日	福山500い55-55	20 ℓ	3,500 円	175 円/ℓ
令和〇年〇月〇日	福山500い55-55	30 ℓ	5,250 円	175 円/ℓ
令和〇年〇月〇日	福山500い55-55	10 ℓ	1,750 円	175 円/ℓ
令和〇年〇月〇日	福山500い55-55	15 ℓ	2,625 円	175 円/ℓ

備考

1

この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2

「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3

「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4

燃料供給業者が神石高原町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5

この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、神石高原町に支払を請求することはできません。

6

公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

請求書は自動車、燃料、運転手共通
別紙及び指定資料を添付

様式第7号その1（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ○年 ○月 ○日 ←選挙期日後の日付であること

神石高原町長 様

住 所 神石高原町○○○
氏 名 又 は 名 称 株式会社○○石油
法人の場合は代表者の氏名 代表 ○○ ○○ 印

記

- 1 請求金額 15,750 円
- 2 内 訳 別紙請求書内訳書のとおり
- 3 令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
- 4 候補者の氏名 ○○ ○○ (戸籍名を記入)

5 振込先

金融機関名	○○銀行	本・支店名等	○○支店
預金種別	普通	口座番号	2 2 2 2 2 2 2
フリガナ	○○セキユ		
口座名義	○○石油		

備 考

- 1 この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、神石高原町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1③

請 求 内 訳 書

燃料代

戸籍名を記入

候補者氏名 〇〇 〇〇

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	販売金額(ア)	基準限度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
R〇年〇月〇日	福山 500 い 5 5 - 5 5	175 円×30ℓ = 5,250 円			
R〇年〇月〇日	福山 500 い 5 5 - 5 5	175 円×20ℓ = 3,500 円			
R〇年〇月〇日	福山 500 い 5 5 - 5 5	175 円×30ℓ = 5,250 円			
R〇年〇月〇日	福山 500 い 5 5 - 5 5	175 円×10ℓ = 1,750 円			
R〇年〇月〇日	福山 500 い 5 5 - 5 5	175 円×15ℓ = 2,625 円			
計		18,375 円	38,500 円	18,375 円	

備 考

- 「基準限度額」(計) 欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」の欄には、(ア) の(計) 欄又は(イ) の(計) 欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

収入
印紙

参考様式

選挙運動用自動車運転契約書

神石高原町長 選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。) と ○○ ○○ (運転手名) (以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する 令和 ○年 ○月 ○日から
期 間 令和 ○年 ○月 ○日まで (5 日間)

選挙運動期間内であること

- 2 契約金額 50,000 円
(1 日につき 10,000 円)

- 3 運転する自動車の車種及び登録番号
車 種 小型乗用自動車 (車 種 名)
登録番号 福山 500い55-55 (車両のナンバー)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

5 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 ○年 ○月 ○日 (←契約は告示前でも可)

甲 神石高原町長 選挙候補者
住 所
氏 名 候補者届出と一致

乙 住 所 神石高原町○○○○
氏 名 ○○ ○○ (運転手の氏名) ㊞

様式第4号 その3（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

年 月 日

←運転最終日以降であること

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙

候補者 戸籍名を記入 印

記

運転手の氏名及び住所	○○ ○○ 神石高原町○○○○番地	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和○年○月○日	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が神石高原町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、神石高原町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、神石高原町に支払を請求することはできません。

請求書は自動車、燃料、運転手共通
別紙及び指定資料を添付

様式第7号その1（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ○年 ○月 ○日 ←選挙期日後の日付であること

神石高原町長 様

住 所 神石高原町○○○
氏 名 又 は 名 称 ○○ ○○ 印
法人の場合は代表者の氏名

記

- 1 請求金額 50,000 円
- 2 内 訳 別紙請求書内訳書のとおり
- 3 令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
- 4 候補者の氏名 ○○ ○○ (戸籍名を記入)

5 振込先

金融機関名	○○銀行	本・支店名等	○○支店
預金種別	普通	口座番号	3 3 3 3 3 3 3
フリガナ	○○○○○○○		
口座名義	○○ ○○		

備 考

- 1 この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、神石高原町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1④

請 求 内 訳 書

運転手

戸籍名を記入

候補者氏名 〇〇 〇〇

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
R〇年〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R〇年〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R〇年〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R〇年〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R〇年〇月〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計			50,000 円	

備 考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用ビラ作成契約書

神石高原町長 選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。) と 株式会社〇〇印刷 代表 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動のための印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第 142 条第 1 項第 7 号に定めるビラ
- 2 枚 数 5,000 枚
- 3 契約金額 27,500 円 (単価 5 円 50 銭)
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

4 納入期限 令和 〇年 〇月 〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 〇年 〇月 〇日 (←契約は告示前でも可)

甲 神石高原町長 選挙候補者
住 所
氏 名 候補者届出と一致

乙 住 所 神石高原町〇〇〇〇
名 称 株式会社〇〇印刷
代表者氏名 代表 〇〇 〇〇 ⑩

様式第1号 その2（第2条関係）

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日 ←告示日以降の日であること

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
候補者 戸籍名を記入 印

神石高原町選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R○.○.○	神石高原町○○○○ 株式会社○○印刷 代表 ○○ ○○	5,000 枚	27,500 円	

備 考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

様式第2号 その2（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日 ←届出日を記載（告示日以降の日）

神石高原町選挙管理委員会委員長 様

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
候補者 戸籍名を記載 印

記

1	契約年月日	令和 ○年 ○月 ○日	
2 契 約 の 相 手 方	(1)氏名又は名称	株式会社○○印刷	
	(2)住所	神石高原町○○○○	
	(3)法人の場合は 代表者の氏名	代表 ○○ ○○	
3	確認申請枚数	5,000枚	
区 分		作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)		0枚	0枚
今回の枚数 (B)		5,000枚	5,000枚
枚 数 計 (A) + (B)		5,000枚	5,000枚
備 考			

備 考

- 1 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から神石高原町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

この書類は、選挙管理委員会から候補者に送付します。
（候補者が作成する書類ではありません）
内容確認後、ビラ作成業者へ提出してください

確認番号第 ○○号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 ○年 ○月 ○日

神石高原町選挙管理委員会委員長 □ □ □ □ 印

記

- 1 令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
- 2 候補者の氏名 候補者氏名
- 3 確認枚数 5,000 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、神石高原町に支払を請求することはできません。

様式第5号（第5条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日 ←納期後かつ告示日以降の日付

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
候補者 戸籍名を記載 印

契約書と同一の内容を記載してください

ビ ラ 作 成 業 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社○○印刷
	住 所	神石高原町○○○○
	法人の代表者の氏名	代表 ○○ ○○
作 成 枚 数	5,000 枚	
作 成 金 額	27,500 円	
備 考		

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が神石高原町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、神石高原町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

町長候補者 5,000 枚 町議会議員候補者 1,600 枚

(2) 限度額

7 円 73 銭（単価） × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第 7 号 その 2 (第 6 条関係)

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日 ←選挙期日後の日付であること

神石高原町長 様

住 所 神石高原町〇〇〇〇
氏 名 又 は 名 称 株式会社〇〇印刷
法人の場合は代表者の氏名 代表 〇〇 〇〇 印

記

- 1 請求金額 27,500 円
- 2 内 訳 別紙請求書内訳書のとおり
- 3 令和 〇年 〇月 〇日執行 神石高原町長 選挙
- 4 候補者の氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名を記入)

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名等	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	6 6 6 6 6 6 6
フリガナ	〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
口座名義	株式会社〇〇印刷		

備 考

- 1 この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、神石高原町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本 1 枚 (2 種類の場合には各 1 枚) を添付してください。

(別紙)

選挙運動用ビラ作成

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 (a)	枚数 (b)	金額(c) = (a) × (b)	単価 (d)	枚数 (e)	金額(f) = (d) × (e)	単価 (g)	枚数 (h)	金額(i) = (g) × (h)	
円	枚	円		枚	円	円	枚	円	
5.50	5,000	27,500	7.73 円	5,000	38,650	5.50	5,000	27,500	

ビラ作成契約
書と一致

確認書枚数

備 考

- 1 (e) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (g) 欄には、(a) 欄と (d) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (h) 欄には、(b) 欄と (e) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

収入
印紙

参考様式

選挙運動用ポスター作成契約書

神石高原町長 選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と 株式会社〇〇印刷 代表 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 2 枚 数 100枚
- 3 契約金額 126,000円(単価 1260円00銭)
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 4 納入期限 令和 〇年 〇月 〇日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 〇年 〇月 〇日 (←契約は告示前でも可)

甲 神石高原町長 選挙候補者
住 所
氏 名 候補者届出と一致

乙 住 所 神石高原町〇〇〇〇
名 称 株式会社〇〇印刷
代表者氏名 代表 〇〇 〇〇 印

様式第1号 その3（第2条関係）

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日 ←告示日以降の日であること

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
候補者 戸籍名を記入 印

神石高原町選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R○.○.○	神石高原町○○○○ 株式会社○○印刷 代表 ○○ ○○	100 枚	126,000 円	
		契約書に記載した内容と一致すること		

備 考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

様式第2号 その3（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日 ←届出日を記載（告示日以降の日）

神石高原町選挙管理委員会委員長 様

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
候補者 戸籍名を記載 印

記

1	契約年月日	令和 ○年 ○月 ○日	
2 契 約 の 相 手 方	(1)氏名又は名称	株式会社○○印刷	
	(2)住所	神石高原町○○○○	
	(3)法人の場合は 代表者の氏名	代表 ○○ ○○	
3	確認申請枚数	ポスター掲示場数（84）以内 → 84枚	
	区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数(A)	0枚	0枚
	今回の枚数 (B)	100枚	84枚
	枚 数 計 (A) + (B)	100枚	84枚
	備 考		

備 考

- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から神石高原町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

この書類は、選挙管理委員会から候補者に送付します。
（候補者が作成する書類ではありません）
内容確認後、ポスター作成業者へ提出してください

確認番号第 ○○号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 ○年 ○月 ○日

神石高原町選挙管理委員会委員長 ☐ ☐ ☐ ☐ 印

記

- 1 令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙
- 2 候補者の氏名 候補者氏名
- 3 確認枚数 84 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、神石高原町に支払を請求することはできません。

様式第6号（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日 ←納期後かつ告示日以降の日付

令和 ○年 ○月 ○日執行 神石高原町長 選挙

候補者 戸籍名を記載 印

契約書と同一の内容を記載してください

ポ ス タ ー 作 成 業 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社○○印刷
	住 所	神石高原町○○○○
	法人の代表者の氏名	代表 ○○ ○○
作 成 枚 数	100枚	
作 成 金 額	126,000円	
当該選挙におけるポスター掲 示場数	84箇所	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が神石高原町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、神石高原町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙におけるポスター掲示場に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 105,417 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = 1 \text{ 枚当たり単価 (1 円未満の端数切上)}$$

1枚当たり単価×確認された作成枚数（ポスター掲示場数の範囲内）＝限度額

様式第7号 その3（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日 ←選挙期日後の日付であること

神石高原町長 様

住 所 神石高原町〇〇〇〇
氏 名 又 は 名 称 株式会社〇〇印刷
法人の場合は代表者の氏名 代表 〇〇 〇〇 印

記

- 1 請求金額 105,840 円
- 2 内 訳 別紙請求書内訳書のとおり
- 3 令和 〇年 〇月 〇日執行 神石高原町長 選挙
- 4 候補者の氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名を記入)

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名等	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	6 6 6 6 6 6
フリガナ	〇〇〇〇〇〇〇〇		
口座名義	株式会社〇〇印刷		

備 考

- 1 この請求書は、選挙の期日後速やかに、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、神石高原町に支払を請求することはできません。

(別紙)

選挙運動用ポスター作成

請 求 内 訳 書

ポスター 掲 示 場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (a)	枚数 (b)	金額(c) = (a)×(b)	単価 (d)	枚数 (e)	金額(f) = (d)×(e)	単価 (g)	枚数 (h)	金額(i) = (g)×(h)	
84箇所	円 1,260	枚 100	円 126,000	円 1,797	枚 84	円 150,948	円 1,260	枚 84	円 105,840	

ポスター作成契約書と一致

確認書枚数(ポスター掲示場数)

請求書の金額と一致

備 考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (d) 欄には、次により算出した額を記載してください。
$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 105,417 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$
- (e) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (g) 欄には、(a) 欄と (d) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (h) 欄には、(b) 欄と (e) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。